

2015 年 11 月 4 日

広島県知事
湯崎 英彦様

広島県生活協同組合連合会
会長 理事 岡村 信秀

2016 年度（平成 28 年度）広島県への要請事項

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、当連合会ならびに会員生協に対して、格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、広島県生活協同組合連合会（略称広島県生協連）は、県内 88 万人、14 会員生協が加盟する生協法人（共益法人）です。

当連合会は、2020 年ビジョンに掲げる「誰もが安心して暮らせる持続可能な地域コミュニティの再生」を目指して、「地域循環型社会経済システムの形成」（FEC 自給圏の形成…Foods；食と農、Energy；環境・エネルギー、Care；福祉・医療）と「セーフティネットの形成」を柱に、会員生協と共に取り組みを進めています。

生活協同組合の公益性や社会的責任が一層高まるなか、協同組合の特性を活かしながら、期待される社会的な役割を積極的に担っていく所存です。

消費者の暮らしは、消費税増税や消費者被害の拡大、高齢化社会への不安、広島市で発生した土砂災害などの自然災害への不安が広がっている状況であります。

また、今年、広島に原子爆弾が投下されて 70 年の節目の年ですが、いまだ被爆者の願い、広島願いである核兵器廃絶は実現できていません。広島県が策定した「国際平和拠点ひろしま構想」の推進と「人類は核兵器とは共存できない」というメッセージを、被爆地ヒロシマの生協としても訴え続けていきたいと思っております。

そうした中、広島県生協連は、2016 年度に向けて広島県行政との連携をする中で、広島県が策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」なども踏まえて、組合員の暮らしの向上と消費者の視点から、生協の公益性・社会的な役割を發揮するための事項を以下のようにまとめましたので、ここに要請いたします。

要請項目

1. 超高齢化社会における暮らしとまちづくりへの多様な取り組みを、推進いただきたいと思います。(地域福祉・介護・医療・地域包括ケアの分野)

(1) 地域包括協定の締結

当連合会は、地域の共助・互助組織として福祉事業や共済事業の推進、配食事業や移動販売事業そして地域のささえあい拠点となる居場所づくり、さらには地域での助け合い活動等を行っています。こうした取り組みは、県行政とのパートナーシップ（地域包括）協定を締結することによって、超高齢化や子育てなどにおいて、引き続き推進されるものと考えます。地域包括協定の締結にむけた協議をお願いいたします。

(2) 地域包括ケアの充実と生活支援サービスの強化

高齢者の一人世帯が増加する中で、フォーマルサービスだけでは担えないインフォーマルサービスの充実が求められています。生協は、この間構築してきた資源を最大限活用して、地域包括ケアシステムを構築する中で、生活支援サービスを推進したいと思います。つきましては、システムの定着に向けての進捗状況や課題など、生協を含めた地域資源の活用と地域アセスメントを推進し、情報共有化ができるようをお願いいたします。

(3) 介護・医療人材育成と確保

当連合会は、広島県が進める介護・医療人材育成に協力し、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会と連携した取り組みをすすめています。この分野では、医師や介護職員が不足しています。併せて、介護・医療の質的強化をはかる施策を協力してすすめたいと思いますので、引き続きご支援をお願いいたします。

2. 安心・安全で住みやすい地域づくりと、賢い消費者となるための取り組みを推進いただきたいと思います。(消費者行政の分野)

(1) 消費者被害防止

高齢者の被害（特殊詐欺等）、インターネット関連（ネットオークション被害、アダルトサイト関連等）の被害が増加しています。消費者行政の強化の視点で消費者被害防止、賢い消費者育成のための講座（高齢者等見守りサポーター養成講座等）、高齢者の見守り活動等、消費者被害防止施策の一層の強化をお願いいたします。

(2) 消費者教育の推進

広島県では、平成26年度に消費生活審議会において協議し、「消費者基本計画（第2次）」を策定されました。それに伴い消費者教育の推進について、先日は当連合会が事務局を務める広島県消費者団体連絡協議会も参加して、環境県民局消費生活課との意見交換会を開催されました。この取り組みはたいへん有意義なものとなりました。今後も定期的に開催して、県内の消費者団体への適切かつ敏速な情報提供と意見交換をお願いいたします。

また、啓発資料の作成や最新情報の提供を含め、子どもから高齢者までのライフステージに応じた消費者教育の推進をお願いいたします。

消費者への教育として、消費者教育の担い手育成も大切です。担い手育成についても着実な取組をお願いします。

(3) 消費者の食品安全対策

広島県では、平成 26 年度に食品安全推進協議会において、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を策定されました。消費者へわかりやすい食品表示を示していただくとともに、消費者への教育（リスク軽減、危機管理）をお願いいたします。また、消費者教育を行う人材の育成をお願いします。

3. 大規模災害対応含めた危機管理体制の推進と、緊急物資協定に基づくさらなる連携推進をいただきたいと思います。（自然災害・防災対策の分野）

(1) 広島県との提携・訓練等の充実

当連合会は、広島県との緊急物資協定（2012 年 6 月締結）に基づく整備課題（緊急物資の確保、市町協定との整理、緊急時の通信手段等）に引き続き取り組み、強化したいと思います。広島県が実施する訓練（総合防災訓練、緊急物資輸送訓練等）に参加するとともに、市町防災担当者の研修等、積極的に協力したいと考えていますので、連携の強化をお願いいたします。

4. 核兵器廃絶に向けた取り組みを行政、市民団体が一体となった市民レベルでの平和活動を連携強化し、推進していただきたいと思います。（平和行政推進の分野）

(1) 核兵器禁止条約の締結に向けた平和活動の推進

核兵器の非合法化に向けた核兵器禁止条約の締結の動きを加速させるため、広島においては、行政と市民平和団体（広島県原爆被害者団体協議会等）、そして生協が結束してこの取り組みをすすめるために、今以上の連携強化をお願いいたします。

(2) 為政者の被爆地訪問の推進

NPT再検討会議では、各国のリーダーの広島・長崎訪問が重要であると議論されました。8 月開催の国連軍縮会議においても、ペリー元米国国防長官、ブラウン元英国国防大臣が広島を訪れ、被爆の実相に触れ、核兵器廃絶の必要性を説いています。是非とも、来年開催予定の G 7 主要国首脳会議外相会議が開催される広島に、核保有国の現役リーダーの訪問が実現するように働きかけをお願いいたします。

(3) 生協の平和の活動への協力

当連合会は、広島県が提唱されている「国際平和拠点ひろしま構想」の取り組みとして、国際平和シンポジウムの開催や小冊子「広島の復興の歩み」の発行等の取り組みに賛同しています。引き続き、生協が進める市民レベルの平和活動に対し、ご指導とご協力をお願いいたします。

5. その他

(1) マイナンバー制度の消費者理解の促進

今年 10 月にマイナンバー法が施行されましたが、消費者の理解は広がっていません。消費者へのわかりやすい情報提供をお願いいたします。

以上